

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区区民部経済課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和6年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和五年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務 (2)令和六年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務 (3)令和六年度東京都文京区定額減税補足給付金に関する事務
③システムの名称	中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金支給対象者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部経済課
②所属長の役職名	区民部経済課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区民部経済課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区民部経済課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月19日	I-1-1-② 事務の概要	<p><制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付する。</p> <p><事務内容> 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への給付 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給</p>	<p><制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付する【当初給付:令和5年6月1日基準】。また、物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の追加給付を実施する。【追加給付:令和5年12月1日基準】</p> <p><事務内容> 【当初給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への給付 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給 【追加給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和6年1月19日	II-1、2 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和6年2月9日	I-1-1-② 事務の概要	<p><制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付する【当初給付:令和5年6月1日基準】。また、物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の追加給付を実施する。【追加給付:令和5年12月1日基準】</p> <p><事務内容> 【当初給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への給付 ① 申請書の受理 ② 給付金の支給 【追加給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給</p>	<p><制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を給付する【当初給付:令和5年6月1日基準】。物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり7万円の追加給付を実施する。また、追加給付を受給した住民税非課税世帯等のうち、基準日において同一世帯内に18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付する【追加給付:令和5年12月1日基準】。</p> <p><事務内容> 【当初給付・追加給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への支給(当初給付のみ) ① 申請書の受理 ② 給付金の支給 3 こども加算分の支給(追加給付のみ) ① 対象者の抽出 ② 支給通知書の送付 ③ 給付金の支給</p>	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和6年6月24日	評価書名	令和五年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事前	
令和6年6月24日	I-1-① 事務の名称	令和五年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事前	
令和6年6月24日	I-1-② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、次の特例給付の支給を実施する。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和5年デジタル庁告示第11号)に規定する令和五年度東京都文京区家計支援臨時給付金</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和五年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務 (2)令和六年度東京都文京区家計支援臨時給付金に関する事務 (3)令和六年度東京都文京区定額減税補足給付金に関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	I-1-② 事務の概要	<p><制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する【当初給付:令和5年6月1日基準】。物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の追加給付を実施する。また、追加給付を受給した住民税非課税世帯のうち、基準日において同一世帯内に18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付する【追加給付:令和5年12月1日基準】。</p> <p><事務内容> 【当初給付・追加給付】 1 住民税非課税世帯等への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書(支給通知書)の送付 ③ 給付金の支給 2 家計急変世帯への支給(当初給付のみ) ① 申請書の受理 ② 給付金の支給 3 こども加算分の支給(追加給付のみ) ① 対象者の抽出 ② 支給通知書の送付 ③ 給付金の支給</p>	(削除)	事前	
令和6年6月24日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の101の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事前	
令和6年6月24日	I-4-②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二の121の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第162条</p>	事前	
令和6年6月24日	II-1、2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事前	